

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 436 号）

〔 拾得物件文書公開請求拒否決定審査請求事案 〕

（答申日：令和 7 年 3 月 3 日）

第一 審査会の結論

大阪府警察本部長が行った公開請求拒否決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和 4 年 10 月 4 日、審査請求人は、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求を行った。

（行政文書公開請求の内容）

令和〇年〇月〇日午後〇時〇〇で動物用罠（〇〇）にかかった猫から取り外した〇〇について作成された拾得物件預かり書、物件処分書、その他この件について作成された文書の全て。

- 2 令和 4 年 10 月 18 日付けで、実施機関は、条例第 13 条第 2 項の規定により、本件請求について、公開請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、次のとおり行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する理由を付して、審査請求人に通知した。

（行政文書の存否を明らかにしない理由）

本件請求は、拾得物の届出に関する行政文書を求める請求である。

本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることは、特定の日時・場所において特定の拾得物の届出があったか否かを答えることになり、これは一般に第三者に知らせる情報ではない。

これを公開することにより、犯罪の実行を容易ならしめると共に当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 8 条第 2 項第 1 号に規定された同条第 1 項第 4 号及び第 2 項第 2 号に該当する情報を公開することとなるため、条例第 12 条の規定により、当該行政文書の存在を明らかにしないで本件請求を拒否する。

- 3 令和 5 年 1 月 15 日付けで、審査請求人は本件決定を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、審査請求を行った。

第三 審査請求の趣旨

公開請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否するとの決定を取り消すとの決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

1 審査請求書における主張

実施機関は、「行政文書が存在しているか否かを答えることで条例第8条第2項第1号の特定の日時、場所において特定の拾得物の届出があったか否かを答えることになり、これは一般に第三者に知らしめる情報ではない。」として、存否を明らかにしないで本件決定をし、条例第8条第1項第4号（事務執行支障情報）を適用しているが、当該情報は大阪府〇〇警察署地域課が作成のチラシに日時、場所を記載して、第三者も見ることができる公共の場に貼り出し、拾得物件として会計課に保管してあることを不特定多数に知らせているので「存否を明らかにできない」や「公にすることにより、事務の目的を達成できなくなる」との理由は、違法不当である。

また、条例第8条第2項第2号「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」を適用しているが、〇〇は違法猟具でその使用を禁止されている。その〇〇だけを遺失物として会計課に保管し、被害にあった所有者不明の遺失動物の猫を保護せずケガを負った状態で放し、行方不明にし、警察の行為によりさらに猫の命を危険にした。この一連の動物愛護法違反、遺失物法違反の警察の犯罪を隠す目的での本件決定は違法不当である。

2 反論書における主張

わたしは〇〇は要りません。わたしが言わんとするのは、ここに動物の殺傷が行われていて、それを放置できないからです。

警察は犯罪行為としてこれを捜査し犯罪者を検挙し、訴追をする義務があります。

あわせて、〇〇は鳥獣保護法第〇〇条の危険猟法の禁止猟具です。人の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれのあるわなを使用する危険猟法として禁止されており、鳥獣保護法による違法な猟具を用いた犯罪行為もうかがわれることから言えば、条例の秘密にすべき根拠は認められない違法不当な弁明です。

〇〇警察署員が〇〇から放した猫は〇年〇月〇日から同月〇日までの間、左前足に怪我を負った状態で行方がわからなくなりました。地域の餌やりさんたちの懸命な搜索により保護されましたが、その間、大阪府警は住民の方々の恐怖、何が起こっているのか、他の猫もやられるのではないかという不安や、動物愛護法違反の犯罪捜査をしてほしいという要望には応えず、警察がやったことは〇〇を持ち主へ返還するために拾得物の案内チラシを作成し、現場に貼っただけです。

今も同じことがいつ起こるかもしれないという不安の中で地域猫活動が続けている方々の要望にも応えず、不安の日々を過ごさせているのに「公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、遺失者の利益を損ない、遺失物業務本来の目的が達成できなくなり、又はこれらの業務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。」という理由は条例の根拠は認められない違法不当な弁明です。

3 意見書による主張

大阪府警以外の警察は、「拾得物件預り書」や「物件処分書」や関係する文書の請求に対して公開拒否ではなく、条例に照らし公開できる部分と非公開部分と精査し公開決定をしています。

例えば

①東京都〇〇警察に拾得届けされた〇〇を河川敷に放し死亡させた事件

②宮崎県〇〇警察に拾得届けされた〇〇を家畜保健所に送り即日殺処分した事件

大阪府警は拾得番号〇〇を記載したチラシを貼り出して住民に拾得物が存在することを公開しながら、弁明書には拾得物届け出の有無さえ非公開とし、その理由を遺失者となりすます者が現れ拾得物が搾取されるなどと無理やりな理由をつけて非公開にしているのは条例に違反するので、他府県のように法律に基づく判断をしていただけるよう求めます。（添付資料省略）

第五 諮問機関の主張要旨

諮問機関の理由説明書における主張は、概ね次のとおりである。

審査請求人が令和5年1月15日付けで提起した、条例第13条第2項の規定に基づく実施機関の本件決定に対する審査請求に係る実施機関の弁明について、当諮問機関は、諮問実施時において、当該弁明に不合理な点はなく、本件審査請求に係る行政文書の本件決定は条例に基づき適正に行われており、妥当であると考えている。

第六 実施機関の主張要旨

1 弁明書による主張

（1）弁明の趣旨

「実施機関の決定は妥当である。」との裁決を求める。

（2）本件決定の理由

ア 本件決定の妥当性

本件請求は、特定の日時場所、敷地内において、特定の拾得物の届出があったことを前提として、その行政文書の公開を求めるものである。

本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることは、本件請求に係る拾得物の届出の有無を明らかにすることとなり、このような拾得の日時場所、拾得物を特定した探索的な請求を繰り返しされることにより、遺失者になりすまし、拾得物が詐取されるなど、拾得物の詐取等の違法行為企図者による犯罪の実行を容易にすることが可能となるなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、遺失者の利益を損ない、遺失物業務本来の目的が達成できなくなり、又はこれらの業務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで条例第8条第2項第2号及び同項第1号に規定された同条第1項第4号に該当する情報を公開することとなるため、条例第12条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否したことは妥当である。

イ 審査請求人の主張について

実施機関は、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることで特定の日時、場所において特定の拾得物の届出があったか否かを答えることになり、これは一般に第三者に知らしめる情報ではないとして、存否を明らかにしないで本件決定をし、条例第8条第1項第4号を適用している。しかしながら、当該情報は、大阪府〇〇警察署地域課が作成のチラシに日時、場所を記載して、第三者も見ることができる公共の場に貼り出し、拾得物件として会計課に保管してあることを不特定多数に知らせているので、「存否を明らかにできない」や「公にすることにより、事務の目的を達成できなくなる」との理由は、違法不当である。また、実施機関は、同条第2項第2号を適用しているが、違法猟具でその使用を禁止されている〇〇だけを遺失物として会計課に保管し、被害にあった所有者不明の遺失動物の猫を保護せずケガを負った状態で放し、行方不明にし、警察の行為によりさらに猫の命を危険にした。審査請求人はこの一連の動物愛護法違反、遺失物法違反の警察の犯罪を隠す目的での本件決定は違法不当であるなどと主張するが、本件決定は上記ア記載のとおり適正に行われたものであるから、同人の主張は認められない。

2 実施機関説明による主張

実施機関は、当審査会での実施機関説明において、本件決定について、概ね次のとおり説明した。

- ・本請求は特定の日時、場所において特定の拾得物件に対する請求であり、これら詳細な情報は一般に第三者に知らしめる情報では無い。
- ・貼り出されたチラシは、確かに〇〇警察署地域課において作成したものであるが、特定の関係者に宛てた文書として作成したもので、警察が情報を募るために貼り出したものではない。
- ・結果としてチラシが貼り出された事実はあるが、貼り出された場所は、マンションの敷地内であった。

第七 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人は実施機関が行った本件決定について、「公開請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否するとの決定を取り消すとの決定を求める。」と主張するため、以下、検討する。

(1) 条例第12条について

条例第12条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる条例第8条又は第9条に規定する適用除外事項のよって保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に公開請求に係る行政文書の存否自体を明らかにしないで公開請求を拒否することができることを定めたものである。

そうすると、条例第12条にいう「第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる情報を公開することとなる時」とは、請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、適用除外事項に該当する情報を公開することになり、適用除外事項によって保護すべき利益が損なわれる場合をいうと解するべきである。

本件については、本件請求に係る行政文書が存在することを前提に非公開（部分公開を含む。）決定とすること又は当該行政文書を実施機関が管理していない旨の不存在非公開決定をすることにより、特定の日時、場所において特定の拾得物件の届出があったか否かという事実が明らかになるところ、特定の日時、場所において特定の拾得物件の届出があったか否かという事実が、条例第8条第1項第4号及び第2項第1号並びに同条第2項第2号に該当するかが論点となる。

なお、条例第12条の運用に当たっては、請求に係る行政文書の存否が明らかになることによって生じる権利利益の侵害や事務執行の支障等を各適用除外事項に照らして具体的かつ客観的に判断することが求められる。

(2) 条例第8条第2項第1号について

条例第8条第2項第1号は、公安委員会と警察本部長が管理する行政文書の適用除外事項について定め、同条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができると規定しており、本件決定において実施機関は、条例第8条第1項第4号に該当するものとして本号を適用しているので、以下、その該当性について検討する。

(3) 条例第8条第1項第4号について

条例第8条第1項第4号は、府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成でき

なくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものについては公開しないことができる旨を定めている。

(4) 条例第8条第1項第4号及び第2項第1号の該当性について

本件請求は、特定の日時、場所における特定の拾得物件に係る請求であり、実施機関からは「これらの詳細情報は一般に第三者に知らしめる情報ではない」との説明がなされた。

審査会においてこれを検討するに、特定の拾得物件の詳細情報を公開することになると、これを詐取することを企図する者が、公開された情報をもとに、遺失者本人であると偽って物品の返還を求める等、拾得物件を詐取しようとする可能性が十分にある。

そして、そのようなことが発生すれば、本来返還を受けるべき遺失者の利益が損なわれてしまうことになる。本件請求も、特定の日時、場所における特定の拾得物件に係る請求であることから、同様のおそれが認められる。したがって、遺失物業務に係る事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれが認められるため、条例第8条第1項第4号に該当し、同条第2項第1号に該当するといえる。

(5) 条例第8条第2項第2号について

条例第8条第2項第2号では、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書を公開しないことができるとしており、該当する情報として、捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で公にすることにより、将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのあるものを挙げている。

(6) 条例第8条第2項第2号の該当性について

上記(4)記載のとおり、特定の拾得物件の詳細情報を公にすると、遺失者本人であると偽って物品の返還を求める等、これを詐取しようとする者がいた場合、その者の犯罪行為を容易にすることが可能となる。

よって、特定の拾得物件の詳細情報を公にすると、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由があると認められ、条例第8条第2項第2号に該当する。

(7) 条例第12条の該当性について

上記(4)及び(6)記載のとおり、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第8条第1項第4号及び第2項第1号の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められ、また同条第2項第2号の犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会が認めることにつき相当の理由がある情報を公開することとなると認められるため、条例第12条の要件に該当し、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することができる。

よって、実施機関による本件決定は妥当であると認められる。

(8) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、実施機関が条例第8条第1項第4号（事務執行支障情報）を適用したこ

とについて、当該情報は大阪府〇〇警察署地域課が作成のチラシに日時、場所を記載して、第三者も見ることができる公共の場に貼り出し、拾得物件として会計課に保管してあることを不特定多数に知らせているので、「存否を明らかにできない」や「公にすることにより、事務の目的を達成できなくなる」との理由は違法不当である旨主張している。

これに対し、実施機関は、本件のチラシについて、確かに〇〇警察署地域課において特定の関係者に宛てた文書として作成したもので、結果として貼り出されたものの、公に示す意思はなかった旨、また、チラシが張り出された場所はマンション敷地内であった旨の説明を行った。

チラシが貼り出され、一定の人物の目にとまったことは事実であり、その結果として、審査請求人が本件事案を知るきっかけになったと推測されるものの、貼り出された経緯や場所を鑑みると、チラシに記載された情報は広く公にされた情報というものではないため、審査請求人の主張は認められない。

審査請求人のその他の主張については、上記審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおりに答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

的場 かおり、福島 力洋、島田 佳代子、西上 治